

## 第 60 話〈けんか会〉の要約と参考資料

## 第 60 話〈けんか会〉の要約と参考資料

初めて土呂久に取材に行ったとき、「和合会がけんか会になった」という話を聞きました。加害者の鉱山と被害者の農民という単純な構図では割り切れない状況がありました。金は争いの種。鉱山から渡される交付金の分配法をめぐって、和合会に亀裂が入りました。

## 第 60 話〈けんか会〉の要約と参考資料

### 60-1 佐藤勝さんの思い出

川原一之「編集後記」(鉱脈 11号 1976年2月)より

雪積もる奥土呂久の山道を、鉱毒に侵されていたあなたは、確かな足取りで登っていった。小型ではあるが、まだ残る旧式の垂砒焼き窯をぜひ見たい、とのぼくたちのわがままを聞き入れて、アンチン山の鉱山跡まで数キロを案内してくださった。タヌキのえり巻きに、防寒着をまとったあなたは、手にしたカメラを鉄砲に替えると、そのまま猟師だった。雪に残る足跡やフンを見つけて、的確にその禽獣の動きを察知した。「鉱夫唄」を口ずさみ、イノシシ狩りの中途まで、ぼくを伴ってくださったこともあった。響き渡る、合図の笛の音を聞きながら、ぼくは、山に生きる男の世界を感じた。

その世界であなたは、土呂久鉱毒を体験された。入り替りの訪問者から乞われるままに、あなたは繰返し、確かな記憶に基づく体験を語った。初めてお会いした4年前の晩秋の夕、ずばり本質をえぐる明晰な分析をうかがった。〈土呂久部落は、鉱山の肩を持つ労働者(鉱山に職を求めた貧しい農民)と、操業中止を主張した地主(鉱山の世話にならず被害を受けるばかりの裕福な農民)の対立で二つに割れた〉。「鉱害反対」の叫びより、はるかに重苦しく、土呂久の底辺によどむ世界を教えられた。そのときの衝撃は、いまでも新鮮さを失わない。

佐藤勝さん、すでに、あなたは亡い。

被害地主として、激しく企業を憎んだあなたの意思は、奥さんのトネさんと5人の子息に受継がれ、訴訟原告団に加わって、昨年12月27日、提訴に及んだ。その日遺影のあなたは、生前と同じように「鉱山にきちんと償いを果たさせんと死にきれん」と、語りかけているようだった。

土呂久の記録は、始まったばかりである。もし記録が鎮魂になるものならば、可能な限り、土呂久を記していきたいと考える。

## 60-2 けんか会

朝日新聞宮崎版記事「この現実 / 土呂久鉱害の実相 / 現地からの証言」(1972年12月4日)より

けんか会

土呂久には和合会という部落会があった。議事録を読むと、大正12年に煙害が議題にのぼり、それ以後鉱山に設備改善を申入れたり、県に陳情していたことがわかる。だが和合会の名に反し、会員の対立は絶えなかった。

佐藤三代士さん(75)の話。「まるでけんか会やった。直接害を受けた人とそうでない人とおった。被害者に、鉱山に土地を買ってもろたり煙害料をもろて渡世しよったじゃないか。煙害の陳情やらで和合会の金を使うてくれるな。自分の財産でやれ、という空気もあってな。まとまりがでんかかった」

勝さんは地主と労働者の対立だったと振返る。「被害を受けるばかりの地主は、鉱山をかたきんごう思うとる。鉱山に働きに出るもんは、反対する人にあんたらわしに労働させてくれるかという。鉱山に木炭や坑木をこうてもらうもんもおったしな」

朝日新聞宮崎版連載「土呂久鉱山その3 共同体」より

証言・佐藤勝さん(57)＝土呂久の住民

害が広がると、被害を受けるばかりの地主は、鉱山をかたきんごうと思って亜ヒ焼きに反対する。だが、木炭やたき木を鉱山に売る人や、鉱山で働く労働者は、収入があがるので鉱山を親方のように思っている。反対派に、われわれに働き場を与えてくれるか、鉱山に行つてとれるくらいの補償をくれるか、とせめる。和合会はまるでけんか会だった。

## 60-3 佐藤喜右衛門さんの不満

高見保さんの話(1972年2月聴取)

煙害問題が起こったとき、おじき(喜右衛門さんのこと)がプンプン起こって12時ころ帰ってきて、コナ(喜右衛門の妻サキの通称)さんは寝ないで待っていた。そのときまだ、ばあちゃん(喜右衛門の母モヨ、1927年2月死亡)も生きていた。「喜右衛門さんところに煙害料をやらんでいい。鉱山を焼かすから煙害が起こる」と言われて、もめたつてすな。喜右衛門おじきは「人を馬鹿にしよる。煙害が起きたから、まるで損しとるわけでない」と言っていた。煙害料をとつても喜右衛門にはやるな、という声があつて、帰つてきて怒ったことがある。私が19歳のときですな。

\*高見保さんが喜右衛門のところに遊びに行ったのは、1925年～1926年頃

60-4 和合会議事録抜粋（大正後期から昭和初期の亜ヒ酸煙害関係）

1. 大正十二年五月二十五日 定期総会 佐藤宝蔵宅 42名出席

一、亜ヒ酸害毒豫防設備ニ関スル件

害毒豫防方トシテハ完全ナル設備ヲナシ事業ヲナサレン事会員一同万乗一致ニテ当事務主任者へ願フ事

（亜砒焼き開始から3年後、亜砒酸製造による害毒が初めて議題になった。）

2. 大正十二年十一月二十五日 定期総会 佐藤助宅 51名出席

一、亜砒酸煙害ニ関スル事項ノ件

一、交附金トシテケ月金五拾円ヲ事務所ヨリ支払ヲ受ク可キ事

一、契約年期限ハ満壱ケ年毎ニ実行ノ事

一、財料ハ全部相当ノ価格ニテ要求ニ応ス可キ事

一、契約金ハ毎月拾五日ニ支払ヲ受ク可キ事

一、一期タリトモ契約金ヲ怠タリタル場合ハ 右契約ハ無効トナル可キ事合意ス  
（和合会と鉦山の契約12か条のうち5つの条項が和合会議事録の中に明らかにされている。鉦山が毎月50円の交付金を払う見返りとして、和合会は鉦山の要求に応じて、亜砒焼きに必要な資材＝薪や炭、窯築造など＝を相当の価格でおさめる、という内容が含まれている。）

3. 期日不詳（ページの端が折り込まれているため） 臨時総会 33名出席

一、交附金分配ノ件ハ会長ノ帰宅迄延期置ク事

一、亜砒酸焼釜築造ニ関スル件ハ会長帰宅迄デ延期

（上記契約にもとづいて鉦山が払う交付金の分配方法と、亜砒焼き窯築造について話し合う予定だったと思われる）

4. 大正十三年四月七日 臨時総会 佐藤豊三郎宅

一、亜砒酸釜築ノ件ハ此会解決セリ

一、交附金ノ設置

一、釜築手間勘定アリ

（この臨時総会で、会長＝佐藤為三郎＝欠席のために解決のびていた問題を話し合っただけで決めた。和合会は、交付金の分配方法について決定すると同時に、鉦山が増設した亜砒焼き窯の築造にあたった人に労賃を支払ったと思われる。）

5. 大正十四年五月十日 臨時総会 小笠原森三郎宅

一、亜砒酸製造者ニ対スル件

来五月八日当業者ヨリ役員ニ対シ相談ノ要求アリテ拾日総会ヲ開キタルモ役員及煙害者ヲ同行ノ上事務所ニ行ク事トス

（土呂久の牛が4月6日に死亡、翌7日鈴木日恵獣医が解剖したあと、最初に開かれた臨時総会の議事録。鉦山から和合会役員に対して何の「相談の要求」があったのか？ 斃牛の解剖と関係があるのだろうか？）

6. 大正十四年五月二十五日 定期総会 佐藤一宅 41名出席
  - 一、亜硫酸煙害ノ件 役員会ノ上本日協議ノ都合上延期ス
7. 大正十五年三月九日 定期総会 佐藤啓三郎宅
  - 一、亜硫酸鉍山ヨリノ交附金ニ関スル件

亜硫酸煙害者ニ大正十五年五月二十五日迄デニ本和合会ヨリ支出ス可キニ依リ  
供有金借用者ハ同日迄デニ元金ノ三割ヲ利金ト共ニ支払フ可キ事ヲ決ス  
(交付金の中から鉍山近隣農家に煙害被害金を渡すことになったと思われる。な  
お供有金とは、和合会が受け取っていた交付金のこと、それを土呂久住民に  
貸し出していたのであろう。)
8. 大正十五年五月二十六日 定期総会 佐藤十次郎宅
  - 一、被害金分配ニ関スル件

右之件ニ関シテハ被害者ノミニテ決定セザル場合ハ本和合会役員ニテオ互相  
当ノ分配方ヲ講スル事  
(煙害被害者と認められた者だけで交付金の分配方法を決めることが難しかっ  
たことがわかる。)
9. 昭和二年二月二十五日 定期総会 佐藤岩吉宅 49名出席
  - 一、亜硫酸製造事業ニ関スル件

亜硫酸製造ハ目下休業シラルモ亦着手スル場合に於テハ営業者ヨリ申出アル  
時和合会ニ話出ナスコトヲ協定ス  
(亜硫酸焼きが休止したこと、再開するときは、鉍山から和合会に事前に話をす  
るという協定が結ばれたことがわかる。)
10. 昭和三年九月七日 臨時総会 佐藤忠吉宅 44名出席
  - 一、亜硫酸ニ関スル件

(案件の項目だけで話した内容の記載はない。)

\* ( ) 内は川原注記